

## 広告掲載契約書（案）

栃木県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、旅券引換書（一般旅券受理票）及びパスポート受取可能日検索システム周知用チラシ（以下「引換書等」という。）を広告媒体とする広告掲載契約を次のとおり締結する。

### （契約の内容）

第1条 甲は、引換書等を活用し、乙が提出する広告を掲載し、乙は甲にその対価を支払うものとする。

### （広告媒体の仕様）

第2条 甲が提供する引換書等の広告スペース、発行部数等は、別紙仕様書のとおりとする。

### （契約金額）

第3条 契約金額は、円（うち消費税及び地方消費税額円）とする。

### （原稿の提出期限）

第4条 乙は、広告の原稿を、甲が別途指示する期日までに甲に提出するものとする。

### （広告掲載基準等）

第5条 乙は、広告の原稿を作成するに当たっては、別途甲が定める栃木県広告掲載要綱及び栃木県広告掲載基準（以下これらを「広告基準」という。）に従わなければならない。

2 甲は、乙から提出された広告の原稿を審査し、広告基準に適合しない場合は修正を求めることができる。

3 乙は、前項の規定により修正を求められた場合は、甲が別途指示する期日までに修正のうえ広告の原稿を再提出しなければならない。

### （契約保証金）

第6条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

### （権利義務の譲渡等）

第7条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務の全部又は一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

### （変更の届出）

第8条 乙は、商号又は名称、代表者、住所、印章その他この契約の当事者としての事項について、変更が生じたときは、直ちに書面によって、甲に届け出なければならない。

2 前項の届出を怠ったため、甲からなされた通知又は送付された書類等が延着し又は到着しなかった場合には、通常到達すべき時にそれらが乙に到達したものとみなす。

(著作権等)

第9条 乙は、広告の作成に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(契約金額の支払)

第10条 乙は、甲が引換書等を配布した最初の日から20日以内に、甲の発行する納入通知書により契約金額の全額を納付しなければならない。

2 乙が、第5条第3項の規定による広告の原稿の再提出をしないときは、甲は引換書等の広告スペースに甲の指定する乙の広告に係る記事を掲載できるものとする。この場合において、乙は、この分の広告料相当分を支払わなければならない。

3 前項の規定は、第5条第3項の規定により再提出された広告の原稿が、広告基準に適合しない場合において準用する。

(遅延利息)

第11条 乙は、自己の責に帰すべき理由により、前条第1項に規定する期日までに契約金額を支払わなかった場合は、当該期日の翌日から起算して納付する日までの日数に応じ、支払うべき契約金額に対し民法(明治29年法律第89号)第404条の法定利率の割合で計算した遅延利息を、甲に支払うものとする。

(契約の変更)

第12条 乙は、引換書等の発行部数が、仕様書に定めるものと異なるときは、甲に申し出て契約の変更をすることができる。

(解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、書面により通告し、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なくこの契約の条項に違反したとき。

(2) この契約の履行に関し、乙又はその代理人若しくは使用人に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。

(3) 乙若しくは広告主、その代理人又は使用人に重大な社会的信用失墜行為があったとき。

(4) 乙又は広告主に破産手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、租税滞納処分があるなど、その経営状況が著しく不健全となったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

3 前項に定める違約金は、損害賠償の予定、又はその一部としないものとする。

(損害賠償等)

第14条 乙は、第10条第2項の規定により甲が指定した乙に係る記事が掲載されたとき(同条第3項で準用する場合を含む)、及び前条第1項の規定により契約が解除されたときは、甲に対して損失補償を求めないものとする。

2 乙は、この契約を履行するに当たり、甲に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理

由による場合は、この限りでない。

- 3 乙は、この契約を履行するに当たり、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

- 第15条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

(管轄裁判所)

- 第16条 この契約に係る訴訟については、宇都宮市を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所において行うものとする。

(契約の費用)

- 第17条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(暴力団等排除に関する特約条項)

- 第18条 暴力団等排除に関する特約条項については、別記1「暴力団員等による不当介入を受けた場合の取扱特記事項」に定めるところによる。

(補則)

- 第19条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号  
栃 木 県  
知 事 福 田 富 一

乙

## 別記 1

### 暴力団員等による不当介入を受けた場合の取扱特記事項

1 乙は、本契約の履行において、暴力団員、暴力団準構成員及び暴力団関係業者（以下、「暴力団員等」という。）による不当要求及び不当妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

2 上記 1 に掲げる規定により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに その内容を書面により甲に報告すること。

3 本契約において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより、履行に遅れが生じるなどの 被害が発生した場合には、乙は、甲と協議を行うこと。

## 広告掲載仕様書

### 1 広報媒体

- ・旅券引換書（一般旅券受理票）（10 年用及び 5 年用） A 4 版用紙 1 枚
- ・パスポート受取可能日検索システム周知用チラシ A 4 版用紙 1 枚

### 2 広告スペース

（旅券引換書（一般旅券受理票）、パスポート受取可能日検索システム周知用チラシ共通）

裏面 約 4 分の 3 面

11 センチメートル×20 センチメートル（縦×横） 2 区画のうち 1 区画

### 3 刷り色

単色

### 4 旅券引換書（一般旅券受理票）及びパスポート受取可能日検索システム周知用チラシの概要

（1）予定発行部数 各 30,000 枚

（2）配布先及び配布方法

- ・旅券引換書（一般旅券受理票）

一般旅券発給申請者のうち、有効期間 10 年もしくは 5 年のパスポートを書面により申請した者に、各市町の旅券申請窓口において配布する。

- ・パスポート受取可能日検索システム周知用チラシ

上記申請者の他に残存有効期間同一申請者に各市町の旅券申請窓口において配布する。

（3）配布期間 令和 9（2027）年 1 月 4 日～同年 12 月 28 日

### 5 データ

PDF 及び adobe Illustrator 形式によるデータを CD-ROM で納品すること。形式が異なる場合は、県と協議すること。

### 6 広告原稿の制作

栃木県広告掲載要綱及び栃木県広告掲載基準を遵守すること。

### 7 原稿の提出期限

令和 8（2026）年 9 月 29 日

上記までに提出後、修正を求められた場合の提出日は令和 8（2026）年 10 月 2 日

### 8 提出場所

宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 20 号

栃木県産業労働観光部国際経済課旅券担当